

枝幸町教育推進計画

自 平成30年度～至 平成34年度



枝幸町教育委員会

枝幸町教育推進計画の策定にあたって

枝幸町教育委員会では、平成25年3月に「枝幸町教育推進計画」を策定し、「自ら学び考え、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成をめざす学校教育の推進」と「つながり学び合い、一人一人の学びを深めて、活力あふれる枝幸の創造」の基本理念のもと、さまざまな事業を展開してまいりました。

この間、少子化・高齢化の進行やグローバル化、急速な情報化・技術革新といった社会的変化の影響により、教育を取り巻く環境が大きく変化しております。

このようにめまぐるしく変化する社会においても、しっかりと自立し、かつ、相互に支え合うことができる人を育むことをめざして、平成30年度以降5カ年の「枝幸町教育推進計画」を策定いたしました。

今計画では、学校教育や社会教育、文化、スポーツなど教育全般について、前計画で示された施策及び事業内容の確認や分析を行い、今後、取り組むべき基本目標・施策項目・具体的取組を示しております。

本町の学校教育・社会教育に携わる方々が本計画書を有効に活用され、枝幸町の教育の一層の充実・発展に努められますようご期待申し上げます。

終わりに、本計画策定にご尽力いただきました枝幸町教育推進計画策定検討会議委員各位に対し、心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

枝幸町教育委員会
教育長 大峰嘉伸

目 次

□ 枝幸町教育目標	P. 1
□ 第1章 枝幸町教育の基本理念	P. 2
□ 第2章 枝幸町教育推進計画の策定について	P. 3
枝幸町教育推進計画体系図	P. 4
□ 第3章 基本目標・施策項目・具体的取組	
□ 基本目標1【社会で生きる力】	
未来社会で生きるための実践的な力の育成	
・施策項目 1 確かな学力を育成する教育の推進	具体的取組1～2 P. 5
・施策項目 2 社会で生き抜く基礎を培う教育の推進	具体的取組3～5 P. 7
□ 基本目標2【豊かな人間性・健やかな体】	
豊かな心と健やかな体の育成	
・施策項目 3 豊かな心を育成する教育の推進	具体的取組6～11 P. 8
・施策項目 4 健やかな体を育成する教育の推進	具体的取組12～14 P. 10
□ 基本目標3【学校づくり】	
学びをつなぐ学校づくり	
・施策項目 5 創造と活力に満ち、地域に開かれた学校づくり	具体的取組15～20 P. 11
・施策項目 6 学校運営の改善、教職員の資質・能力の向上	具体的取組21～22 P. 13
□ 基本目標4【家庭教育・青少年教育】	
地域ぐるみで子どもを守り育てる環境づくり	
・施策項目 7 乳幼児期から青少年期までを見通した子育て環境の充実	具体的取組23～24 P. 14
・施策項目 8 子どもの豊かな心を育む活動機会の充実	具体的取組25 P. 15
□ 基本目標5【生涯学習・社会教育】	
地域を生かした豊かな学びを促し、「地域をつくる」環境づくり	
・施策項目 9 多様化する学習ニーズに対応する学びの環境整備	具体的取組26～27 P. 16
・施策項目 10 地域の芸術文化活動の振興	具体的取組28～29 P. 17
・施策項目 11 地域のスポーツ活動を通じた心身の健康づくりの推進	具体的取組30～31 P. 17
・施策項目 12 地域に根ざした図書館活動の推進	具体的取組32～34 P. 18
・施策項目 13 豊かな教育資源を活かした博物館活動の推進	具体的取組35～37 P. 19

枝幸町教育目標

《総括目標》

やさしさと活気あふれるふるさと枝幸の
未来を切り拓く人になりましょう

《行動目標》

- いつでもどこでも、みんなで学び続けましょう。
- みんなで力を合わせ、自らのくらしを創りましょう。
- 人に優しく、思いやりの心をもちましょう。
- 文化やスポーツに親しみ、心も体も健康にしましょう。
- 森と海の恵みに感謝し、自然とのふれあいを大切にしましょう。

(平成18年8月24日制定)



第1章 枝幸町教育の基本理念

基本理念

「自ら学び考え、心豊かでたくましく生きる
児童生徒の育成をめざす学校教育の推進」

「つながり学び合い、一人一人の学びを深めて、
活力あふれる枝幸の創造」

現代の私たちを取り巻く社会は、少子化・高齢化の進行やグローバル化、急速な情報化・技術革新によって、人間生活を質的にも変化させつつあります。こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及び、教育にも変化が求められています。

学校教育においては、新学習指導要領においても、新しい時代を生きる子どもたちに、「生きる力」を育むという基本理念は継承されており、その基盤となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成が求められています。

生涯学習・社会教育においては、情報化社会の進展により、年代を問わず「いつでも・どこでも」欲しい情報を享受し、学びを深めることができるようになり、学習意欲が高まっている一方で、学習ニーズはこれまで以上に多様化しています。また、地域コミュニティの再生や地方創生の原動力となる地域づくり、人づくりを進め、地域課題の解決や地域を活性化していくことが必要であり、そのために、新しい情報を取り入れ学び続けることができる環境や学びの成果を活かす場の充実が求められています。

様々な側面に対応した教育活動を実現するためには、学校・家庭・地域が協働し、お互いが持っているものを活かしながら取組むことが重要です。主体的な学習を通じて存在感や達成感、自己実現の喜びを実感できる特色ある活動が求められています。

枝幸町教育目標に掲げる「やさしさと活気あふれる枝幸の未来を切り拓く人になりましょう」の実現に向け、子どもから高齢者まで一人一人の学びの充実を図るために、本町の特色・特性を活かし、恵まれた自然環境や歴史に学び、地域に根ざした創意と活力に富む教育活動を推進します。

第2章 枝幸町教育推進計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

枝幸町教育委員会では、平成25年度から平成29年度を期間とした「枝幸町教育推進計画」を策定し、目指す教育の実現に向け、点検及び評価を実施しながら計画的かつ効果的な施策の推進に努めてきました。

この度、現行計画の終了を受け、国及び北海道の情勢を踏まえつつ、町の上位計画である枝幸町まちづくり計画と教育施策の整合性を図り、新たな枝幸町教育推進計画を策定しました。

なお、新たな計画は、前計画における取組の成果や課題を検証するとともに、学校教育・社会教育に関する施策について、枝幸町教育推進計画策定検討会議委員等の意見を反映させながら、今後の方針性を明確にするために策定したものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けられています。

枝幸町の教育が目指す基本的な方向や具体的な施策・取組を、総合的かつ体系的に示した中期的な計画として、教育目標・基本理念の実現に向け、5つの基本目標、13の施策項目、37の具体的取組を示すものです。

3. 計画の期間

計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、関係法令の改正及び町の上位計画の改編、また、様々な社会情勢の変化により新たに対応すべき教育課題等が生じた場合は、適宜、見直しを検討します。

4. 計画の推進

本計画に示す基本施策を通じて大きな教育効果を引き出すためには、学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を自覚するとともに、相互に連携・協力し、「信頼と創造」を基盤として社会全体で推進する必要があります。

枝幸町教育委員会においては、教育行政の責任ある担い手として、学校、家庭や地域の理解と協力を得るとともに、関係機関と連携を図りながら、本計画に示した施策を推進します。

5. 計画の点検・評価

この計画の推進にあたっては、「計画(Plan) → 実施(Do) → 評価(Check) → 改善(Action)」のPDCAマネジメントサイクルを活用し、設定した基本施策の達成状況などについて、毎年度、点検・評価を行うことで成果を客観的に検証するとともに、課題等を明らかにして次年度以降の施策・事業等の展開に反映するものとします。

枝幸町教育推進計画 体系図



第3章 基本目標・施策項目・具体的取組

基本目標1【社会で生きる力】

未来社会で生きるための実践的な力の育成

＜現状と課題＞

平成27年度～平成29年度の全国学力・学習状況調査では、小学校における調査結果の一部を除き、小・中学校の全教科で、全国、全道平均を下回っている状況にあります。

また、平成29年度の調査においては、家で、学校の授業の復習をしている児童生徒の割合は、全国、全道平均を上回っておりますが、学校の授業以外に、1日当たり1時間以上勉強をしていると回答した児童生徒の割合は全国、全道平均を下回っている状況にあります。

各学校では、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、各教科等で言語活動を充実し、学ぶ意欲を高め、思考力・判断力・表現力を育む指導の充実を図る必要があります。また、家庭と連携し、学習習慣の定着を図る必要があります。

さらに、各学校では、重点的に取り組む内容を明らかにし、教科等との関連や学年間の関連を図るとともに、家庭や地域との連携を深め、効果的な指導が行われるようにする必要があります。

施策項目1 「確かな学力を育成する教育の推進」

＜施策項目設定にあたって＞

社会情勢の変化に対応し、新しい時代を生きていくための「社会を生きる力」を育成するためには、学ぶ意欲の向上と学習習慣の定着を通じた確かな学力を育成する指導の充実が大切です。

また、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行う特別支援教育の充実が大切です。

具体的取組1 確かな学力の育成をめざす教育の推進

- ・全国学力・学習状況調査等を活用した検証改善サイクルの確立を推進します。
- ・基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、思考力・判断力・表現力等を育成する指導を充実します。
- ・学習意欲を喚起し、個に応じたきめ細かな学習指導の工夫・改善を図ります。
- ・中学校区を中心とした小中連携教育による児童生徒の実態を踏まえた指導を推進します。
- ・学校評価・授業評価に基づく社会に開かれた教育課程の編成・実施と授業改善を推進します。
- ・「家庭学習の手引き」、「えさしつ子の未来を拓く十か条」等を活用し、学校・家庭・地域の連携を強化しながら学習習慣を含む望ましい生活習慣の定着を図ります。

具体的取組2 特別支援教育の充実

- ・枝幸町の個別の教育支援計画である「カラフルクレヨン」を作成し、特別な支援を必要とする子どもに、障がいの種類と程度、発達段階に応じた効果的な指導や支援に努め、一貫した指導や支援となるよう円滑な引き継ぎを図ります。
- ・枝幸町特別支援教育連携検討会議を設置し、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りながら、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援に努めます。
- ・教育機関においては、障がいのある児童生徒等との交流及び共同学習の機会を通じ、障がいの有無にかかわらず、共に尊重しあいながら協働して生活する態度の育成に取り組みます。
- ・障がいのある人々の自立と社会参加や共生社会の実現に向けて、職業教育や進路指導、就労支援の一層の充実に努めます。



えさしつ子の未来を拓く十が条



個別の教育支援計画（カラフルクレヨン）

【用語解説】

○全国学力・学習状況調査

小中学生の学力・学習状況を把握・分析し、学校教育の充実・改善に役立てるために、文部科学省が全国規模で実施する調査です。平成 19 年度（2007）から、小学 6 年生と中学 3 年生の児童生徒を対象に、毎年 4 月に行われます。国語、算数・数学の学力テストと、学習・生活環境のアンケート調査を行います。

○学校評価

各学校が教育の目標をどの程度十分に達したかを総合的に明らかにし、その結果に基づいて学校改善を図るための評価です。

○個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的としています。枝幸町では、個別の教育支援計画を「カラフルクレヨン」と呼称しています。

施策項目2 「社会で生き抜く基礎を培う教育の推進」

《施策項目設定にあたって》

急速なグローバル化や高度情報化が進展しているなかで、他文化に対する理解を深め、国際貢献できる力を育成する国際理解教育、情報活用能力及びモラルを育む情報教育、望ましい職業観・勤労観を育てるキャリア教育等の充実が大切です。

具体的取組3 国際理解教育の充実

- ・姉妹都市スウェーデン国ソレフテオ市との交流を継続し、お互いの自然、文化、習慣、価値観等の理解に努め、協調し合う態度を培います。
- ・外国語指導助手（ALT）の配置を継続し、幼・小・中における英語活動の充実を図ります。
- ・幼稚園や小・中学校における異文化理解や外国語活動を推進します。
- ・小・中学校における外国語教育の充実を図ります。

具体的取組4 情報教育の充実

- ・学校では、各教科や総合的な学習の時間において、コンピュータを適切に活用することを通じて、情報活用の実践的な力やプログラミング的思考を育む教育の充実を図ります。
- ・TVゲーム、パソコン、携帯電話、携帯情報端末、有害情報などメディアとの適切な関わり方について指導するとともに、情報モラル教育の一層の充実に努めます。
- ・ICT化を計画的に進め、情報教育に関する環境整備に努めます。

具体的取組5 キャリア教育の充実

- ・各学年の発達段階や、児童生徒、地域の実態などに応じた指導計画の作成に努めます。
- ・他の教育活動との関連や各学校間との連携を図った計画的・系統的な学習を通して、一人一人のキャリア発達への支援の充実に努めます。
- ・一人一人のキャリア発達を的確に捉える評価の工夫と改善に努めます。
- ・進路に関する資料や情報、各種検査などを適切に活用し、自己実現を目指した計画的・継続的な進路指導の充実に努めます。
- ・学校や地域、関係機関等との連携によるキャリア教育を継続的に推進する組織やシステムづくりに努めます。

【用語解説】

○ALT

Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手をいいます。小学校や中学校・高等学校に、児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助します。

○プログラミング的思考

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していくか、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力です。

○ICT

情報や通信に関連する技術一般の総称のことで、一般的には「情報通信技術」と訳されますが、文部科学省や教育の分野では「情報コミュニケーション技術」と訳されています。

○キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育です。

基本目標2【豊かな人間性・健やかな体】

豊かな心と健やかな体の育成

＜現状と課題＞

近年、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、社会や産業の構造が変化するなかで、子どもたちが自らの人生をよりよく生きるために、美しいものや優れたものに接して感動する柔らかな感性、互いを思いやる心、自らを律する心、他者と協調する心など、豊かな人間性や社会性を育む教育の充実が求められています。

また、生涯にわたって自主的に運動に親しみ、健康で活力ある生活を送る資質を育てるため、運動を楽しく行うための指導や、教科体育と日常的な運動やスポーツ活動の充実、子どものころからの健康に関する知識や考え方等を身につけるための教育が必要です。

施策項目3 「豊かな心を育成する教育の推進」

《施策項目設定にあたって》

児童生徒の人格のよりよい発達を促し、生命を大切にする心や他を思いやる心などの豊かな心を育成するため、道徳教育を一層推進するとともに、読書活動や文化に親しむ活動、人間関係を形成するためのコミュニケーション能力を高める活動が大切です。

いじめや不登校などへの対応について、教育相談体制の工夫・改善や家庭や地域、関係機関等との連携強化を通じて、未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組が大切です。

具体的取組6 道徳教育の充実

- ・全体計画・年間指導計画・学習指導案の改善及び「全体計画別葉」を作成し、各教科や領域等との関連を明確にした道徳教育の推進計画を作成します。
- ・学校の教育活動全体を通じて、社会生活上のきまりを身につけさせるとともに、生命を大切にする心や人権を尊重する心などを育成する道徳教育の校内研修を充実します。
- ・道徳の時間で育成した道徳的価値が日常生活の中で実践できるよう、生徒指導の機能を生かした道徳教育を推進します。
- ・外部講師や地域の教育資源を活用したり、参観日等で道徳の授業を公開していくなどの各校の取組を通して、地域や家庭との連携を図ります。

具体的取組7 ふるさと教育の充実

- ・長崎県平戸市との「いきいき交流事業」を継続し、お互いの自然、地域の特性、異なる気候風土、文化に触れ合い、ふるさとを見つめ直す態度を培います。
- ・枝幸町の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等の理解を深める学習を充実させる取組を推進します。
- ・地域の施設や人材等、枝幸町の教育資源を積極的に活用した郷土学習を推進します。

具体的取組8 読書活動の推進

- ・全小・中学校が「学校図書館図書標準」を踏まえた、図書資料の整備、読書環境の充実に努めます。
- ・各教科や朝読書等の充実や家庭との連携を進め、児童生徒の平日読書時間が30分以上となるよう目指します。
- ・家庭における望ましい読書習慣の形成を図るために、教科等での並行読書や推薦図書の紹介に努めます。
- ・児童生徒が手軽に本に触れられる機会を増やすため、町立図書館の貸出システムを活用します。

具体的取組 9 体験活動の推進

- ・活動のねらい及び各教科等との関連を明確にした体験的な活動を計画的に教育課程に位置づけます。
- ・地域の特性や教育資源を活かし、宿泊研修等での自然体験活動、地域の企業や職場と連携した社会体験活動、音楽の集い等を通した文化芸術活動、ボランティア活動等の一層の充実を図ります。
- ・学校と家庭・地域での体験的な活動の相乗効果で、児童生徒が体験的な活動に積極的に参加する意欲を育てます。

具体的取組 10 コミュニケーション能力の育成

- ・言語活動の改善・充実が図られるよう、環境の整備と教育課程の創意工夫、学習指導の充実を図ります。
- ・児童生徒が互いの考え方や気持ちを認め合い、思いや考えを適切に表現することができる話し合いや発表の機会を充実させます。
- ・家庭や地域との連携によるコミュニケーション能力の育成を図ります。

具体的取組 11 生徒指導・教育相談の充実

- ・全小・中学校で策定した「いじめ防止基本方針」を基に、いじめ対応チーム等の組織の設置など体制整備の充実を図ります。
- ・学校だけでは解決が困難ないじめの問題が発生した際は、教育委員会を中心に、民生児童委員や警察、児童相談所等の関係機関と積極的に連携し、解決にむけたプロジェクトチームで対応します。
- ・ネット上のいじめなどインターネット上のトラブルから児童生徒を守るため、学校、家庭・地域の関係機関等と連携し、危険性についての指導やネット使用にともなうルール・注意事項等の普及啓発を図ります。
- ・いじめや不登校、中1ギャップの未然防止のため、教職員の生徒指導・教育相談に係る研修を計画的に実施し、学校体制の充実を図ります。
- ・教育相談を学校の年間教育計画に位置づけるとともに、児童生徒の状況に応じて、適時に実施します。

【用語解説】

○道徳教育全体計画別葉

道徳の指導計画は学習指導要領解説において「道徳教育の全体計画」と「道徳の時間の年間指導計画」を作成することとされています。全体計画別葉とは道徳内容項目と各教科、領域との関連を単元レベルで記したものといいます。

○生徒指導の機能

学校の教育目標達成のために期待される生徒指導の働きのことです。「自己存在感・自己有用感を与える」「共感的人間関係を育成する」「自己決定の場を与える」を生徒指導の3機能といいます。

○学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたもので、蔵書数は規定の算定式により求めます。※例えば、小学校で18学級の場合… $7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12) = 10,360$ 冊、中学校で15学級の場合… $10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12) = 12,160$ 冊

○いじめ防止基本方針

学校におけるいじめ防止等への行動方針です。指導体制・教育指導・早期発見・早期対応・地域との連携・教職員研修等を柱としています。

施策項目4 「健やかな体を育成する教育の推進」

《施策項目設定にあたって》

子どもたちが生涯にわたって自主的に運動に親しみ、健康で活力ある生活を送るためには、体力・運動能力の向上や、健康や病気に対する学習、性に関する教育、薬物乱用防止教育等の健康教育の充実することが大切です。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育指導を通じて、健康的な生活習慣を形成することが大切です。

具体的取組12 体力・運動能力の向上

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用し、体力向上を図るための取組を推進します。
- ・実態に応じて、スポーツ団体や地域の優れた指導者との連携を図ります。
- ・家庭や地域における体力づくりや運動を奨励します。
- ・規則正しい生活リズムづくりを奨励します。

具体的取組13 食育の推進

- ・学校が家庭や地域と連携して「早ね・早起き・朝ごはん」を推進し、その成果の情報提供に努めます。
- ・学校栄養教諭の専門性を生かしながら、食育授業、学校給食等を通じた食の知識や食習慣の必要性など、学校における食に関する指導の充実を図ります。
- ・学校給食で使用する食材において、枝幸町産の食材を活用した地産地消を推進します。

具体的取組14 健康教育の充実

- ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止、心の健康に関する正しい知識を習得させ、健康指導の充実を図ります。
- ・アレルギー疾患やメンタルヘルスの問題など、児童生徒の健康に関する実態を的確に把握し、組織的に支援する体制づくりを推進します。
- ・学校、家庭、地域の関係機関と連携し、健康課題に関する情報についての普及啓発を図ります。
- ・性に関する教育を発達段階に応じて計画的・組織的に推進します。
- ・健康相談活動の体制を整備します。

【用語解説】

○全国体力・運動能力、運動習慣等調査

小中学生の体力の状況を把握・分析し、学校教育の充実・改善に役立てるために、文部科学省が全国規模で実施する調査です。平成20年度（2008）から、小学5年生と中学2年生の児童生徒を対象に、毎年行われます。

実技調査、運動習慣・生活習慣・食習慣等に関するアンケート調査を行います。

○食育

国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組です。

○学校栄養教諭

児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる教員です。

基本目標3【学校づくり】

学びをつなぐ学校づくり

＜現状と課題＞

変化の激しい社会において、子どもたちを取り巻く状況の変化や、新たな教育課題に対応するため、教職員の資質・能力の向上、学校の施設設備の充実のほか、学校段階間の連携や学校運営の改善を進めます。また、子どもたちの安心・安全を確保するため、学校施設の安全確保とともに、自らの安全を守るための能力を身につけさせる安全教育を充実します。

さらに、枝幸町では、12校中7校が小規模・複式校であり、「へき地・小規模・複式」という三特性を踏まえ、「地域に根ざし、児童生徒一人一人を活かし伸ばす教育活動」を推進するとともに、学校を取りまく教育環境を活かしながら、学校・家庭・地域との連携を進めています。

施策項目5 「創造と活力に満ち、地域に開かれた学校づくり」

《施策項目設定にあたって》

各学校においては、地域の実情や子どもの実態などを踏まえながら、家庭・地域との連携を図りつつ、教育活動に関する情報提供や地域の教育資源の活用などを通して、地域に開かれた学校づくりを進めます。

また、子どもたちの安心・安全を確保するため、学校施設の安全確保とともに、自らの安全を守るための能力を身につけさせる安全教育を充実します。

具体的取組15 開かれた学校づくりの推進

- ・学校の教育活動や家庭との連携・協力等に関する情報を学校便り等で積極的に発信します。
- ・学校の教育活動に関する自己点検・自己評価及び学校関係者評価を適切に実施し、結果を公表するなど説明責任を果たし、学校改善に活かします。
- ・関係者からの意見・要望を真摯に聞き、評価や意見を学校運営に反映させるとともに、参画意識の高揚に努めます。

具体的取組16 特色ある学校づくりの推進

- ・学校の特性や地域の特色を活かし、社会に開かれた教育課程を編成・実施します。

具体的取組17 複式教育の充実

- ・地域の多様なニーズに応え、小規模校の特性を活かした教育活動を推進します。
- ・複式学習での主体的な学習を促す「間接指導」や「直接指導」の充実を図ります。
- ・少人数の特性を活かし、一人一人の良さや可能性をのばす学習指導の工夫・改善を図ります。

具体的取組 18 学校段階間の連携・接続の推進

- ・校種間（幼稚園・保育所↔小学校↔中学校↔高等学校・特別支援学校）接続に配慮し、発達段階を踏まえた連携・接続を推進します。
- ・相互理解に基づいた学校種間の連携と協力を図り、指導体制・指導方法の工夫改善、合同研修会を実施するとともに、園児・幼児・児童・生徒間相互の交流等を図ります。
- ・小中連携の基本的な考え方を基に、中学校区を中心とした教育課程に関する共通した取組を推進します。

具体的取組 19 学校施設・設備の充実

- ・子どもの安全確保と災害時における地域の防災施設としての機能を高めるため、校舎等の耐震化をはじめ、改修・改築などについて優先度を判断し、施設設備の長寿命化に向け計画的に整備を進めます。

具体的取組 20 学校安全教育の充実

- ・交通ルールや交通安全知識、交通事故防止に対する意識など、交通安全教育の充実を図ります。
- ・登下校時等の事故防止指導とともに、地域や関係機関と連携した安全確保、防犯に対する意識など、防犯教育の充実を図ります。
- ・災害時に適切な行動を取ることができる態度を育む、防災教育の充実を図ります。
- ・自然災害、火災、不審者等、非常時に備えた学校の危機管理体制の整備、充実を図ります。



交通安全教育

【用語解説】

○複式学習

複数学年の児童生徒で構成される学級で行われる学習指導方法です。例えば、一方の学年に新しいことを教えている間、もう一方の学年は自学自習を行う方法です。

また、2学年の教材を組み合わせた内容を同時に学習し、2年間で2学年分の内容を学習する方法です。

○危機管理

生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処することです。

施策項目 6 「学校運営の改善、教職員の資質・能力の向上」

《施策項目設定にあたって》

各学校においては、自主・自律的な学校運営を確立し、種々の課題解決に向けて教育活動を展開していくことが重要です。「すべては枝幸の子どもたちのために」を合言葉に、学校教育の成否をきめる教職員の協働意識の高揚や資質・能力の向上を図るために、校内外における研修活動を充実するとともに、学校教育指導の効果的な活用や町内の研究会や研修会を継続的に実施するなど研修機会を適切に確保します。

また、校務の効率的な環境整備を図り、情報管理に努めるとともに学校関係者評価や学校職員評価制度を継続的に実施し、学校運営の改善や教職員の資質・能力の向上に努めます。

具体的取組 21 学校運営の改善

- ・学校組織運営体制、指導体制の充実や取組を通じて活性化を図り、教職員の協働意識を高めます。
- ・教職員の意識改革と、一致協力して学校運営に参画する校内体制の改善・充実を図ります。
- ・校務用パソコン及び情報技術等を普及・整備し、校務の効率化と各種研修等への有効活用を図ります。
- ・教職員の健康状態の把握や疾病の早期発見及び早期治療の推進に努め、健康の保持増進を図ります。
- ・教職員の服務規律の保持に向け、啓発資料を活用した校内研修を実施し、不祥事防止に向けた取組を推進します。

具体的取組 22 教職員の資質・能力の向上

- ・学校規模をふまえ、教職員一人一人の役割を明確にした研修体制を確立し、組織的・計画的な研修を推進します。
- ・学校教育指導の機会を活用し、授業研究や授業評価を取り入れた校内研修の充実、授業改善を図るとともに、教職経験に応じた各種研究会・研修会・講座等への積極的な参加を奨励します。

【用語解説】

○自己評価

校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、保護者・児童生徒・地域等へのアンケート等も参考に、設定した目標や具体的な計画に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行います。

○学校関係者評価

保護者、地域住民等の学校関係者等により構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて自己評価の結果について評価します。

○合同研修会

枝幸町教育研究大会、枝幸町複式教育研究大会等様々な研修会が取り組まれています。

○学校教育指導

北海道教育委員会（局）の義務教育指導監や指導主事等の学校指導訪問を教育委員会が要請して、各学校の学校運営や教育活動の改善・充実及び教職員の校内研修や授業力の向上等に資する指導を受けることを目的としています。

○学校職員評価制度

北海道においては平成20年度から実施されている評価制度で、学校の活性化と教職員の資質能力の向上を目的に、校長以下全教職員が評価対象となっています。

基本目標4【家庭教育・青少年教育】

地域ぐるみで子どもを守り育てる環境づくり

<現状と課題>

家庭においては、核家族化や地域のつながりの希薄化など様々な要因を背景に、地域で孤立する家庭や家庭内でのコミュニケーション時間の減少といった課題を抱えているほか、子どもが事件や事故に巻き込まれる懸念があります。

また、地域においては、少子高齢化の進行、都市部との教育格差、さらに急速に進行する人口減少と、大きな課題に直面することとなります。

このような課題を抱える中で、家庭・地域・学校それぞれが持つ教育資源を生かし、地域全体で地域の未来を担っていく子どもたちの健やかな成長を支えていくために、「家庭・地域・学校が一体となった子育て環境の充実」「子どもの豊かな心を育む活動機会の充実」の2つの施策項目により施策を推進します。

施策項目7 「乳幼児期から青少年期までを見通した子育て環境の充実」

『施策項目設定にあたって』

子育てのしやすい環境づくりのために、保護者を対象とした学習機会の充実や、基本的な生活習慣の定着に向けた啓発活動を推進します。

また、学校での教育活動に地域が参画し、目指す枝幸の子ども像を共有しながら、地域の教育資源を活用した取り組みを推進します。

具体的取組23 安心して子育てができる地域づくりの推進

- ・子どもの発達段階に応じた保護者向けの学習機会の充実を図ります。
- ・関係機関との連携協働により保護者同士のネットワークづくりの支援を行います。
- ・基本的な生活習慣の定着化に向けた啓発活動を推進します。

具体的取組24 地域と学校の協働による教育活動支援体制の充実

- ・地域の教育資源を生かし、学校の教育活動の充実を図ります。
- ・地域と学校が一体となった学校の運営体制の構築を推進します。
- ・子どもたちが安心安全に通学できるよう関係機関と連携して地域の見守り活動を推進します。

重点項目・評価指標（5年間で取り組むべき内容）

- ・保護者向け学習機会→1回以上／年
- ・学校支援ボランティア延ボランティア人数→1,500人（1年間で300名程度を想定）
- ・コミュニティ・スクール制度を導入→町内の全小中学校に導入（合同設置も含む）

【用語解説】

○地域と学校の協働による教育活動支援体制

従前から取り組まれている学校支援地域本部活動や放課後子ども教室など地域と学校の協力体制により推進してきた個々の活動を総括し、一体的に推進するとともに地域住民相互の交流や、活動を通じたネットワーク化による「学校を核とした地域づくり」を目指す活動です。

○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

平成16年に行われた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）」の改正に伴い、制度化されたもので学校の運営に保護者や地域住民の声を反映し、地域と学校で情報を共有しながら地域全体で子どもたちの学びを支える環境の整備を推進するための制度です。学校運営協議会制度を導入した学校をコミュニティ・スクールと呼びます。

施策項目8 「子どもの豊かな心を育む活動機会の充実」

《施策項目設定にあたって》

子どもたちの心身ともに健やかな成長を促すために、関係機関と連携し、地域の教育資源を活用した体験活動機会の拡充を図り、他者との交流体験を通じてコミュニケーション能力や協調性を育むとともに、自然体験を通じて五感を刺激し、感性を育み、「生きる力」「生き抜く力」の育成を推進します。

具体的取組25 子どもたちの体験活動の充実

- ・青少年の継続的な体験活動機会の充実を図ります。
- ・放課後に子どもたちが交流できる機会の充実を図ります。
- ・地域の教育資源の活用を図ります。
- ・各種交流事業を通じた青少年の交流機会の充実を図ります。
- ・各種団体との連携による青少年の健全育成活動を推進します。

重点項目・評価指標（5年間で取り組むべき内容）

- ・休日や長期休業期間の子どもたちの体験活動事業実施回数→10回以上／年
- ・放課後子ども教室実施回数→40回以上／年



ワク☆ドキどようび「雪洞（かまくら）づくり」

【用語解説】

○地域の教育資源の活用

地域の中には、様々な知識や技術を持った「人材」、様々な体験をすることができる「施設」や「自然環境」など多様なフィールドがある。それらを教育活動に活かし、地域住民が講師として活動に参画する機会や、多様なフィールドを利用して活動を展開することを指します。

基本目標5【生涯学習・社会教育】

地域を生かした豊かな学びを促し、「地域をつくる」環境づくり

＜現状と課題＞

情報通信インフラの整備と活用方法の充実、健康寿命の増進に対する意識の高揚による健康寿命の延伸などを背景に学習ニーズはこれまで以上に多様化しています。

一方で、「学びの成果を活かす場」「学習者を結びつけるネットワークづくり」「指導者、後継者の養成」「学びの拠点の整備」など学びを支援するための環境の整備に課題が多くあります。

地域の教育資源を生かし地域住民の主体的な学びを「促進」し、「循環」させ、「持続」できるよう環境を整備していくことが必要です。

そのために、「多様化する学習ニーズに対応する学びの環境整備」「地域の芸術文化活動の振興」「地域のスポーツ活動を通じ、心身の健康づくりを推進」「地域に根ざした図書館活動の推進」「豊かな教育資源を活かした博物館活動の推進」の5つの施策項目により施策を推進します。

施策項目9 「多様化する学習ニーズに対応する学びの環境整備」

《施策項目設定にあたって》

多様化する学習ニーズに対応するために、施設整備や学びに関する情報発信など学びの環境を整備し、関係機関との連携協働による学習機会の充実に努めるとともに人材の育成を通じた各種団体の運営を支援し、生涯学習、社会教育の振興を図ります。

具体的取組26 生涯にわたる学習機会の提供と充実

- ・生涯各期における学習機会の充実を図ります。
- ・地域が抱える課題に対応した学習内容の充実を図ります。
- ・地域住民の自発的な学習活動を支援します。
- ・地域住民への学習機会に係る情報を発信します。

具体的取組27 地域住民の学びを促進するための基盤整備

- ・地域における学習活動を牽引する人材の育成を推進します。
- ・企業やNPO法人との協働による学びの場づくりを推進します。
- ・社会教育関係団体の運営への指導助言を行います。
- ・各種委員活動を推進します。
- ・各種計画の点検・評価を行います。

重点項目・評価指標（5年間で取り組むべき内容）

- ・枝幸ハマナス大学入学者数及び講座出席率→85名、平均35%以上／年
- ・人材育成に係る研修会の開催→隔年ごとに開催



枝幸ハマナス大学「枝幸小学校児童との給食交流会」

施策項目10 「地域の芸術文化活動の振興」

《施策項目設定にあたって》

地域における芸術文化活動を奨励し、関係機関と連携して地域の伝統的文化の継承を促すとともに、町民への芸術文化鑑賞の機会の提供を通じて、芸術文化活動の振興を図ります。

具体的取組28 地域における文化活動の推進

- ・各種文化団体との連携による芸術文化活動の振興を図ります。

具体的取組29 優れた芸術文化活動に触れる機会の充実

- ・町内外の優れた活動を紹介します
- ・町民の芸術文化鑑賞の機会の充実を図ります
- ・子どもたちの芸術文化鑑賞の機会の充実を図ります

重点項目・評価指標（5年間で取り組むべき内容）

- ・町民文化祭出展作品数→1会場あたり1,000点以上／年
- ・芸術文化鑑賞事業の実施回数→1回以上／年

施策項目11 「地域のスポーツ活動を通じた心身の健康づくりの推進」

《施策項目設定にあたって》

地域住民の健康増進と交流の機会としてのスポーツ活動の振興を関係団体との連携協働により推進するとともに、生涯を通じて充実したスポーツライフをおくことができるよう、スポーツ環境の整備に努めます。

また、地域のスポーツ団体や総合型地域スポーツクラブの支援を行い、地域におけるスポーツ活動の活性化を促進します。

具体的取組30 生涯にわたるスポーツ活動の振興

- ・スポーツ事業の実施を通じて、町民同士の交流機会の充実を図ります。
- ・町内外の各種スポーツ団体や関係組織との連携による地域住民のスポーツ活動、健康づくり、体力づくりの促進を図ります。
- ・ニュースポーツや軽運動の紹介と出前講座の実施による普及啓発を図ります。

具体的取組31 スポーツ施設の整備

- ・社会体育施設を整備し、利用促進を図ります。
- ・指定管理者による社会体育施設の有効活用を図ります。

重点項目・評価指標（5年間で取り組むべき内容）

- ・社会体育施設延利用者数→60,000人／年
- ・ニュースポーツ出前講座実施および用具貸出回数→10回以上／年

施策項目12 「地域に根ざした図書館活動の推進」

『施策項目設定にあたって』

北海道初の公立図書館である枝幸町立図書館が、枝幸町の読書活動の拠点として、関係機関や各施設と連携し、取り組みを推進します。

具体的取組32 町民の生活・活動に役立つ図書館活動の推進

- ・各種事業や蔵書を活用して町民の読書活動を推進します。
- ・レファレンス、レフェラルサービスなど、図書館奉仕業務を通じて適切な情報提供に努めます。
- ・町民のニーズに合わせた資料の収集・蔵書管理を行います。

具体的取組33 学校・施設と連携した読書活動の活性化

- ・学校への出前講座を通じて子ども達・学校の読書活動を支援します。
- ・枝幸町子ども読書活動推進計画に沿って、子ども達への読書活動を推進します。
- ・資料提供、運営相談を通じて学校図書館との連携を図ります。

具体的取組34 図書館ボランティアの支援と育成

- ・学校や施設等に携わるボランティアに対し、必要な資料や活動機会を提供します。
- ・図書館や各施設に携わってくれるボランティアの発掘、情報提供を行います。

重点項目・評価指標（5年間で取り組むべき内容）

- ・町民1人あたりの貸出冊数→4.3冊
- ・図書カード登録者数の割合→40.0%



図書館まつり

【用語解説】

○レファレンスサービス

図書館員が利用者から資料や情報に関する相談を受け付け、検索や入手方法、関係機関の紹介などを通じて利用者の学習・調査・研究の支援を行う業務であり、図書館貸出窓口あるいはレファレンス専用カウンターで行われます。

図書館そのものの利用方法あるいは図書館にある文献・情報の探し方の指導・援助をする活動と、情報そのもの、あるいはそれが収められている文献の紹介・提供を行う「直接的業務」と、あらかじめ質問が予想される事柄に対して辞書・事典・目録・索引類や関連のある文献リストなどを備えて、利用者に適切な回答を行うための情報源を準備する「間接的業務」に分けられます。

○レフェラルサービス

図書館利用者の依頼に応じて、情報を持っている人や施設、インターネット情報を紹介するサービス。図書館の蔵書では対応しきれない、あるいは専門的な分野や最新の情報に対応するためのサービスです。

施策項目13 「豊かな教育資源を活かした博物館活動の推進」

《施策項目設定にあたって》

地域の特色ある教育資源を活用して、博物館活動を推進し、地域とともに成長する博物館施設を目指します。

具体的取組35 文化財保護と地域資料の充実

- ・指定文化財、埋蔵文化財の適切な保存と活用を図ります。
- ・地域の自然や歴史、生活文化を伝える地域資料の収集と次世代への継承に努めます。

具体的取組36 博学連携を通じた教育資源の発掘と活用

- ・大学や研究機関と連携し、地域の教育資源の調査研究を進めます。
- ・調査研究の成果を活用し、特別展や体験講座等の教育普及活動の充実を図ります。
- ・学校教育における地域学習を支援します。

具体的取組37 博物館活動を核とした地域活性化

- ・地域住民とともに博物館活動に取り組むことで、地域づくりを担う人材育成を支援します。
- ・地域に関する積極的な情報発信に努めます。
- ・町内外の人々の「枝幸」に対する理解を深め、地域振興に寄与します。

重点項目・評価指標（5年間で取り組むべき内容）

- ・教育普及事業実施回数→45回／年
- ・体験講座参加者満足度→80%
- ・枝幸町指定文化財件数→9件



オホーツクミュージアムえさし館内

【用語解説】

○教育資源（ミュージアム）

枝幸町の豊かな自然環境や特色ある歴史性を伝えるさまざまな「もの」を、地域を構成する「資源」ととらえ、教育分野に応用した考え方です。枝幸町では、「オホーツク文化」や「デスマスチルス」「枝幸砂金」などがその代表的な存在です。

○文化財保護

私たちの暮らす地域の将来的な文化的発展の礎となる存在を「文化財」と呼びます。「文化財保護」とは、文化財の適切な保存と積極的な活用とをあわせもつ考え方です。

○指定文化財

文化財の中で、国や都道府県、市町村によって指定された文化財の総称です。枝幸町には国指定文化財2件、北海道指定文化財1件、町指定文化財7件があります。

○埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財のことを指します。埋蔵文化財の存在が知られている土地のことを「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼び、「遺跡」と同じ意味で使います。

○博学連携

博物館（博）と各種学校（学）とが望ましいかたちで連携・協力し、子どもたちの教育を進めていこうという取り組みのことです。

枝幸町教育推進計画

〔平成 30 年度～平成 34 年度〕

発行年 平成 30 年 3 月

発行者 枝幸町教育委員会

〒098-5807 北海道枝幸郡枝幸町本町 916 番地

TEL 0163-62-1364

FAX 0163-62-4588